（仮称）御社地エリア復興拠点施設建設
設計・施工一括発注業務委託仕様書

1　業務の目的

御社地ふれあいセンター、大槌町立図書館、須賀町栄町保健福祉センターは東日本大震災によって全壊し、蔵書や備品はそのほとんどが流出した。これらの施設は、大槌町のにぎわいの中心である御社地周辺に位置し「文化の拠点」、「町民活動の拠点」、「町民交流の拠点」として、大槌町民にとって必要不可欠な施設であった。

現在の図書館の運営は全国から寄せられた図書を活用して、約4万5千冊の蔵書数で中央公民館の一角に仮設の「城山図書室」とし開館している。しかし、ふれあいセンターで行われていた朝市や福祉・健康まつりなどのさまざまな催しは再開できず、現在は、土地区画整理事業における盛土工事が実施されている状況である。中心市街地の再生は町にとって復興のシンボルともいえる最も重要な取り組みの一つである。

再建するこれらの施設は、合築することによって、より利用しやすく魅力的な拠点施設としていくことが計画されている。平成25年度の基本構想、平成26年度の基本計画策定に当たっては、「大槌町メディアコモンズ検討委員会」を設置して、会議を重ねるとともに、住民ワークショップによって意見を聞きながら検討が進められた。これらの検討によって策定された基本構想、基本計画の理念を尊重した設計を行うことが求められる。

基本計画の中で、求められる機能は「『教育と知の継承』を担う生涯学習空間」、「情報が集まる空間」、「多目的でオープンな空間」、「創造的な活用ができる空間」の４点に集約された。これらを満たし、「未来の大槌人の育成／文化の再生と知の継承」を推し進める創造的復興の拠点として、中心市街地ににぎわいをもたらす複合施設が求められる。これらの目標を実現すべく、御社地エリア復興拠点施設の建設に関わる設計業務、施工業務を委託するものである。

2　業務の概要

（１）業務名　　（仮称）御社地エリア復興拠点施設建設設計・施工一括発注業務
（２）方　式　　公募型プロポーザル方式

3　計画概要

（１）施設の名称　　（仮称）御社地エリア復興拠点施設
（２）敷地の場所　　岩手県上閉伊郡大槌町末広町２番、大町７番
（３）施設の用途　　図書館、ホール、会議・交流・町民活動施設、生涯学習施設、駐車場
（４）建築敷地面積　　約1,485㎡
（５）駐車場敷地面積　　約2,200㎡
（６）建築延床面積・構造　　2,226㎡以内の準耐火構造または耐火構造
〔内図書館面積：418㎡以内〕
（７）土地利用制限　　都市計画区域内、商業地域

（８）建ぺい率　　　　　　　80％
（９）容積率　　　　　　　　400％
(10) 高さ制限　　　　　　　建築物の高さ制限を地区計画により20mとする
(11) 内容
１）基本設計・実施設計　一式（建築、電気設備、機械設備、用地造成、外構）
２）建築工事、電気設備工事、機械設備工事　一式
３）造成工事、外構工事　一式
(12) 概算事業費　　　　　　約10億円　外構を除く
(13) 事業スケジュール（予定）
・公示～事業者決定　　平成 27 年　６月 12 日～９月上旬
・基本設計　　　　　　平成 27 年　９月～12 月
・実施設計　　　　　　平成 28 年　１月～６月
・建設工事　　　　　　平成 28 年　８月～平成 29 年　11 月
・施設供用開始　　　　平成 29 年　12 月
・図書館供用開始　　　平成 30 年　４月

４　計画内容
（１）基本コンセプト
１）情報に親しみ誰もが利用したくなる“発見の場”
２）ふるさと大槌にこだわる“創造の場”
３）世代を超えてつながりあう“学びの場”
４）町民が育て開かれた“参加の場”
５）町の復興に寄り添う“絆の場”

（２）基本方針
■方針①　地域の拠点として交流の生まれる施設づくり及び御社地公園と一体となった景観形成に関する方針
ア　復興中心市街地周辺の商業施設と一体的な利用ができる施設とし、隣接する御社地公園との視線と動線を検討し、周囲の景観との調和を図る。
イ　建築資材については、極力大槌町内産を含む県内産の木材等の利用を図ることとし、内装については木質化を図り、木の香る豊かな空間を基本とする。
ウ　検討委員会や住民ワークショップにおける議論の経緯と蓄積を最大限尊重したうえで、さらに設計の過程で引き続き地域住民との議論を継続することで、大槌町民が大切に利用し、かつ積極的に管理運営に参加したくなる施設を目指す。
エ　利用方法への配慮に関する方針
・子どもからお年寄りまで誰もが利用しやすい施設とする。
・多目的ホールやレッスン室の使用時にも、図書館の静寂性を確保できるよう防音に配慮する。
・動線は、効率的な動線を確保するものとし、安全性についても十分配慮するもの

とする。
・山車や神輿などが多目的ホール及びエントランスホールに出入り可能な計画とする（高さ3.5m程度）。
・駐車場、駐輪場を敷地内に設ける。また、荷物などの搬入路は建物の北側にとる。

※御社地公園は、地域の人が集まる場所として、大槌の歴史生活を伝え、湧水の活用や、祭りの際の利用などを考慮するとともに、大槌の人の拠り所となる中心地として整備を行う予定である。

■方針②　イニシャルコスト低減、工期短縮に資する構造・工法及び安全確保・品質管理に関する方針

ア　イニシャルコスト低減に配慮した施設とする。
イ　設計・施工一括発注方式による工期の短縮及び工事期間中の安全確保や地域への騒音・振動・渋滞対策、一般車両や緊急車両の動線確保に取り組む。
ウ　品質管理に関する厳格な実施体制や具体的な内部監査方法を構築する。

■方針③　ランニングコスト低減及び防災・環境配慮に関する方針

ア　ランニングコストの縮減等に配慮し、補修や設備の交換などメンテナンスのしやすい施設とする。
イ　断水、停電等の非常時にも機能する安心・安全な施設とする。
ウ　断熱性を確保し、省エネルギー化を図るとともに、自然エネルギーを活用するなど、二酸化炭素（CO2）削減を考慮し環境対策に優れた施設とする。

（３）施設概要

１）開館時期：平成29年12月（図書館は平成30年4月）
２）予定工期
　①　基本設計期間：平成27年9月～12月
　②　実施設計期間：平成28年１月～平成28年6月
　③　施工期間：平成28年8月～平成29年11月
３）施設概要　　延床面積　2,226㎡以内（3階建て）
４）主要施設
　①　「教育と知の継承」を担う生涯学習空間
　　ア　情報発信生涯学習部門　イ　管理部門
　②　情報が集まる空間
　　ア　図書部門
　③　多目的でオープンな空間
　　ア　ホール部門
　④　創造的な活用ができる空間
　　ア　会議部門　イ　音楽部門

５）空間構成と機能

<table>
<tr><th>テーマ・基本コンセプト・基本方針</th><th colspan="2">施設構成</th><th>部門</th></tr>
<tr><td rowspan="5">（仮称）御社地エリア復興拠点施設

テーマ

「未来の大槌人の育成／文化の再生と知の継承」を推し進める創造的復興の拠点

基本コンセプト

(1)　情報に親しみ誰もが利用したくなる″発見の場″
(2)　ふるさとと大槌にこだわる″創造の場″
(3)　世代を超えてつながりあう″学びの場″
(4)　町民が育て開かれた″参加の場″
(5)　町の復興に寄り添う″絆の場″

基本方針

(1)地域の拠点として交流の生まれる施設づくり及び御社地公園と一体となった景観形成

(2)イニシャルコスト低減、工期短縮に資する構造・工法及び安全確保・品質管理

(3)ランニングコスト低減及び防災・環境配慮</td><td colspan="2">(1)「教育と知の継承」を担う生涯学習空間

・下記の3つの空間をつなぐアクセスであり、気軽に立ち寄って自由におしゃべりや打合せなどに利用できるフリースペースを提供する。
・日常・イベント時の利用に際して、地域住民、学生、訪問者、職員が、自然と生まれる会話の中で暮らしの知恵や文化を共有できる場＝教育と知の継承の場を育む。</td><td>A　情報発信交流部門
B　管理部門</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３つの機能空間</td><td>(2)情報が集まる空間

・情報や資料による、大槌町内や他地域の文化施設・研究施設・行政機関との連携を通じた、まち全体の情報ネットワークの拠点として整備する。
・資料水準においては、図書館資料を軸として収集しながら、文化創造に寄与する資料を総合的に収集する。特に地域の独自性を確保するため大槌町特有のテーマに重点的に取り組む。知的共有財産を継続的に収集管理し、利用者が目的情報まで到達しやすい学習環境を整備する。
・併設のホールやその他交流文化施設と共存し、まちの豊かな文化交流を促す。</td><td>図書部門</td></tr>
<tr><td>(3)多目的でオープンな空間

・生涯学習・防災学習のための映像鑑賞やシンポジウム、講演会などを主な用途としたホール設備を備え、その他にコンサートなど（パフォーマンス活動）の開催から、展覧会（展示活動）の開催まで、多目的用途に対応するものとする。専門的な音楽ホールの音響グレードは想定しない。
・日常時は室内広場として、一般開放する。
・入口や開口部の開閉等によって目的別に開放具合を変化できるようにする。</td><td>ホール部門</td></tr>
<tr><td>(4)創造的な活用ができる空間

・サークル活動やまちづくり活動、あるいは講座、料理教室などを行う場として、多目的会議室や音楽練習室といった交流活動の場を提供し、人と人の交流を、地域の活性化や個性的なまちづくりにつなげていく。
・用途に応じて大きさや利用方法が柔軟に変化できる空間を提供する。</td><td>A　会議部門
B　音楽部門</td></tr>
</table>

外構	・中心市街地の拠点として、施設の外構空間である以上に、地域に愛され、大槌らしさを発信する街並みを形成する核となる。 ・隣接する駐車場、商業施設と高質な歩行空間で結ぶにとどまらず、舗装、街具、緑地の配置など、旧道、城山、御社地公園などからの連続性に配慮、周辺街区と施設間を歩くことを促す、樹木などの高質な景観要素を主要なたまりなどに配置。

（４）施設仕様

◎施設計画については、「（仮称）大槌メディアコモンズ〔MLA〕基本構想策定業務調査報告書」（平成 25 年 11 月）、「(仮称）大槌メディアコモンズ〔MLA〕基本計画策定業務調査報告書」（平成 26 年 10 月）、「(仮称）大槌メディアコモンズ〔MLA〕基本計画ブラッシュアップ事業業務報告書」（平成 27 年３月）、「(仮称）御社地エリア復興拠点施設基本計画報告書」（平成 27 年３月）、「大槌デザインノート」（平成 26 年３月）、「大槌町景観形成ガイドライン」（平成 27 年６月）の考え方を踏まえた計画とする。

◎下記仕様については、必要と思われるものを記載しているが、提案者による高い技術力やノウハウによって品質・性能等の仕様提案は可能である。

１）「教育と知の継承」機能をもつ生涯学習空間

①　情報発信生涯学習部門

ア　所要室

エントランスホール・風除室 知の井戸端（大槌学・伝統芸能等の常設／企画展示、及び休憩スペース） 再生の井戸端（震災記録展示、震災学習等、及び休憩スペース） 物語の井戸端（ひょうたん島と井上ひさし文学等の常設／企画展示、 及び休憩スペース） まちの情報井戸端（町内イベント他情報案内、観光案内、及び休憩スペース） 交流コーナー（会議・音楽部門の中核となる交流、飲食可の休憩スペース） 学習コーナー（図書部門と隣接した読書・学習・休憩スペース）、授乳室

イ　設備

・電気設備　　幹線・動力設備、電灯・コンセント設備、放送設備（一般放送等）、電話設備、情報配線設備、ＴＶ共視聴設備、通信・信号設備、ＴＶ電波障害対策設備、機械警備設備（電気錠等）など

・防火・避難設備等

自動火災報知設備、放送設備(非常放送等)、防火戸自閉設備、非常用照明設備、排煙設備、消火設備等

・給排水・衛生設備

給水設備・排水設備（配管敷設のみ）

・換気設備　　第３種換気設備

・空調設備　　暖房・冷房

範囲：全室

熱源：電気式

機器：空冷ヒートポンプ式

方式：分散方式、パッケージ及びマルチ

*効率、ランニングコストや環境的側面から判断し、効果があれば他の方式の提案可。

② 管理部門

ア 所要室

事務室（総合受付カウンター、職員打合せスペース、給湯コーナー、更衣室、 収納） 職員会議室、倉庫、機械室 エレベーター（原則１基）、階段・廊下、トイレ

イ 設備

・電気設備　幹線・動力設備、電灯・コンセント設備、放送設備（一般放送等）、電話設備、インターホン設備、情報配線設備、ＴＶ共視聴設備、電気時計表示設備、通信・信号設備、ＴＶ電波障害対策設備、機械警備設備（電気錠等）

・防火・避難設備等
　自動火災報知設備、放送設備(非常放送等)、防火戸自閉設備、非常用照明設備、排煙設備、消火設備等

・給排水・衛生設備
　給水設備・排水設備、給湯設備（湯沸し器など）、衛生設備

・受水設備　受水槽貯留加圧送水方式等

・排水設備　公共下水道

・換気設備　第３種換気設備

・空調設備　暖房・冷房
　範囲：全室
　熱源：電気式
　機器：空冷ヒートポンプ式
　方式：分散方式、パッケージ及びマルチ
　*効率、ランニングコストや環境的側面から判断し、効果があれば他の方式の提案可。

・昇降機設備　常用13人乗り、60m/s、マシンルームレス、福祉対応

・自家発電設備　非常用発電機（出力：150kVA、消火栓ポンプ負荷を想定）、太陽光発電設備・風力発電設備・地熱発電設備（提案による）

・その他施設　ごみ集積施設、電気設備、受水設備その他

特記事項

※情報発信生涯学習部門では、各情報発信機能と施設利用者が何気なく休憩できる居心地のよいスペースを、常に併設して設置する。

※交流コーナーは２階に配置し、２階の諸室をつなぐラウンジとして積極的に利用者の飲食、休憩、交流の場を提供する。吹き抜けに面する等、人々が集まりたくなる場として配慮する。

２）情報が集まる空間

①　図書部門

ア　所要室

開架書庫、閉架書庫、受付・レファレンス、新聞・雑誌コーナー、 児童図書コーナー、読み聞かせ室、児童トイレ、授乳室 情報ライブラリー（資料検索やアーカイブデータの閲覧コーナー） 制作コーナー（コピー機、パソコン、文具、簡単な工具等を備えて利用者による 資料や情報の活用を支援。まちづくり活動にも活用） 図書準備室（図書資料の整理等）、収納 BM準備室（ブックモービル（移動図書館）のための作業室）

イ　設備

・電気設備　　幹線・動力設備、電灯・コンセント設備、放送設備（一般放送等）、
電話設備、情報配線設備、ＴＶ共視聴設備、通信・信号設備、
ＴＶ電波障害対策設備、機械警備設備（電気錠等）

・防火・避難設備等
自動火災報知設備、放送設備(非常放送等)、防火戸自閉設備、
消火器等、非常用照明設備、排煙設備、消火設備等

・給排水・衛生設備
給水設備・排水設備、給湯設備（湯沸し器など）、衛生設備

・換気設備　　第３種換気設備

・空調設備　　暖房・冷房
範囲：全室
熱源：電気式
機器：空冷ヒートポンプ式
方式：分散方式、パッケージ及びマルチ
*効率、ランニングコストや環境的側面から判断し、
効果があれば他の方式の提案可。

３）多目的でオープンな空間

①　ホール部門

ア　所要室

多目的ホール、多目的ホワイエ、ホール準備室（楽屋及びホールで使用する物品や機材の一時保管場所）、ホール倉庫、荷解きスペース、音響設備室、映写室

イ　設備

・電気設備　幹線・動力設備、電灯・コンセント設備、放送設備（一般放送等）、電話設備、情報配線設備、ＴＶ共視聴設備、電気時計表示設備、通信・信号設備、ＴＶ電波障害対策設備、機械警備設備（電気錠等）

・防火・避難設備等
自動火災報知設備、放送設備(非常放送等)、防火戸自閉設備、消火器等、非常用照明設備、排煙設備、消火設備等

・給排水・衛生設備
給水設備・排水設備、給湯設備（湯沸し器など）、衛生設備

・換気設備　第３種換気設備

・空調設備　暖房・冷房
範囲：全室
熱源：電気式
機器：空冷ヒートポンプ式
方式：分散方式、パッケージ及びマルチ
*効率、ランニングコストや環境的側面から判断し、効果があれば他の方式の提案可。

・舞台設備　電気音響設備、舞台照明、映写設備、映写用スクリーン、ロールバックチェアー（移動観覧席）150～200席程度

特記事項

※ホールは１階、図書館は３階に設けるものとする。

※ホールは図書スペースおよび敷地北側の住宅地に対する防音に配慮する。

※ホールは多様な用途に応じて間仕切りを入れられるなど柔軟な利用ができるようにする。

※ホールは講演会、映像鑑賞を主目的とし、それに加えて演劇、郷土芸能発表会、演芸会（民謡、カラオケ大会など）、展示（町民文化祭、書道展、絵画展、写真展、アート展など）、朝市、フリーマーケット、古本展などの利用への対応も想定する。サッカー、バレーなどのボールが壁に当たるようなスポーツ利用は想定しない。

※ホール観覧席部分は200㎡未満とする。

４）創造的な活用ができる空間

①　会議部門

ア　所要室

多目的会議室（大きさの違う複数の部屋を想定、映像機器の使用を想定）、 キッチン付会議室（会議、料理教室などを想定）、 和室、上記室に付随する収納

イ　設備

・電気設備　　幹線・動力設備、電灯・コンセント設備、放送設備（一般放送等）、
電話設備、情報配線設備、ＴＶ共視聴設備、通信・信号設備

・防火・避難設備等
自動火災報知設備、放送設備(非常放送等)、防火戸自閉設備、
消火器等、非常用照明設備、排煙設備、消火設備等

・給排水・衛生設備
給水設備・排水設備、給湯設備（湯沸し器など）、衛生設備

・換気設備　　第３種換気設備

・空調設備　　暖房・冷房
熱源：電気式
機器：空冷ヒートポンプ式
方式：分散方式、パッケージ及びマルチ
*効率、ランニングコストや環境的側面から判断し、効果があれば他の方式の提案可。

②　音楽部門

ア　所要室

スタジオ1・スタジオ2（音響調整室・前室付）、レッスン室（男女別更衣室付）、 上記室に付随する収納

イ　設備

・電気設備　　幹線・動力設備、電灯・コンセント設備、放送設備（一般放送等）、
情報配線設備、通信・信号設備

・防火避難設備等
自動火災報知設備、放送設備(非常放送等)、防火戸自閉設備、
消火器等、非常用照明設備、排煙設備、消火設備等

・給排水・衛生設備
給水設備・排水設備、給湯設備（湯沸し器など）、衛生設備

・換気設備　　第３種換気設備

・空調設備　　暖房・冷房
範囲：全室
熱源：電気式
機器：空冷ヒートポンプ式
方式：分散方式、パッケージ及びマルチ
*効率、ランニングコストや環境的側面から判断し、
効果があれば他の方式の提案可。

・音響設備　　スタジオ用音響設備等、録音設備

特記事項

※音楽部門の施設は図書スペースおよび敷地北側の住宅地に対する防音に配慮する。

５）外構

①　エントランス・テラスエリア

・整備内容　　構内舗装、雨水排水、屋外照明設備、防犯灯、植栽、ベンチ、
散水設備、手摺、その他附帯構造物

※御社地公園と一体的な空間形成を図ることにより、魅力的な施設を目指すものとする。

②　サービス・メンテナンスエリア

・整備内容　　構内舗装、雨水排水、屋外照明設備、防犯灯、屋外放送設備、
防火水槽40t、植栽、散水設備、外柵、その他附帯構造物、搬出入車動線及び停車スペース確保、山車搬出入動線確保

③　駐車場

・整備内容　　駐車施設

・規模　　面積約2,200㎡（身障者対応含む）

※商業施設の立地が未定であるため、施設建設時までに外構計画を定めることとする。

④　駐輪施設

・整備内容　　駐輪施設

・規模　　駐輪場15台程度

６）その他

スプリンクラーについて、多目的ホール及び図書館は、火気使用を想定していないことから、１階及び２階の関連室への設置を想定している。

５　業務種別

本業務の種別は以下による。

（１）基本設計及び実施設計に関する標準業務及び追加業務（建築、電気設備、機械設備、外構）

（２）建築工事、電気設備工事、機械設備工事（衛生設備工事、空調設備工事）、外構工事一式（以下「施工業務」という。）

６　設計業務の内容

（１）標準業務の内容

標準業務の内容は、次の１）、２）に掲げるものとし、以下の資料作成等を含むものとする。

１）　基本設計

・設計条件等の整理
・法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
・上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
・基本設計方針の策定
・基本設計図書の作成
・概算工事費の検討
・基本設計内容の建築主への説明等
・測量、地質調査及び造成設計との調整

２）　実施設計

・要求等の確認
・法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
・実施設計方針の策定
・実施設計図書の作成
・概算工事費の検討
・実施設計内容の建築主への説明等
・測量、地質調査及び造成設計との摺合せ

※委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）

※建築基準法施行令第9条による建築関係規定による各種申請に用いる資料の作成

※工事費概算調書の作成

（２）追加業務の内容

・国庫補助事業における事務の補助作業
・積算業務（積算ソフトへの設計項目の入力、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収及び見積検討資料の作成）
・都市計画法に基づく開発許可手続業務
・建築基準法に基づく建築確認手続業務
・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務

・建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
・グリーン購入法環境物品チェックリストの作成
・設計概要書の作成
・環境配慮型建物チェックシートの作成
・リサイクル計画書の作成
・概略工事工程表の作成
・電波障害調査
・防災計画書、避難計画書、サイン計画書、長寿命化計画書
・施設台帳の作成
・備品の想定配置図の作成

7　施工業務の内容

（１）施工業務の内容

１）事業者は現場代理人及び監理技術者を配置し、工期内に工事が完了するよう適切な工法を採用すること。

２）大槌町が別途行う、関連付属施設工事、情報システム工事、機器や備品の移設等これらの工事と十分な連携を図り、円滑な工事施工に努めること。

３）事業者は、騒音、振動、悪臭、粉塵及び交通渋滞等、工事が周辺環境に与える影響を最小限に抑えるように努めること。

４）関係法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図ること。

５）枠組足場を設ける場合は、厚生労働省制定の手すり先行工法に関するガイドラインの「手すり先行工法による足場の組み立て等の基準」に従って手すり先行足場を設置すること。

６）「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めること。

７）建築物に関する完成検査等、必要な手続や業務等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。

８）事業者が独自に有する仕様書及び品質管理基準を用いる場合は、その用いる仕様書及び品質管理基準を監理者に提出、説明するとともに、確認を受けること。

９）事業者は設計図を基に総合図（詳細平面図にコンセント等をレイアウトした図面）の作成後、ヒアリングを行い、承認を得ること。

10）必要に応じてモックアップを作成し大槌町の確認を受けること。

11）事業者は定期的に当該業務の進捗状況及び内容について大槌町に報告し、工事の事前説明、事後報告及び現場での施工状況を説明すること。

12）事業者は、工事完成時に施工管理記録を整備して、品質管理基準による検査を実施し、基準に適合している旨を大槌町に報告し、現場で大槌町の確認を受けること。

13）工事完成後から開館まで、各種設備の点検・試験を行い、施設の運営に支障がないことを確認すること。また、施設運営スタッフに十分な説明と操作方法を指導する

こと。

（２）成果物

１）竣工図（ＣＡＤデータ含む）

２）竣工写真

３）工事写真

４）出荷証明書、規格証明書

５）機器取扱説明書及び保証書

６）総合図、各種施工図、制作図のＣＡＤデータ等の電子データ

７）各官公庁提出書類 一式

８）建物維持管理要領書

９）その他大槌町が要求する資料

８ 準拠すべき基準等

各基準ともに最新版を使用すること。

なお、各基準に記載なき事項については、これらに類する基準を準用する。

（１）積算

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築数量積算基準・同解説

・公共住宅・建築工事積算単価 設計資材・労務費単価表（岩手県県土整備部）

（２）仕様書

・官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準

・非構造部材の耐震設計施工指針・同解説および耐震設計施工要領

・建築設計設備耐震設計・施工指針

・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事標準詳細図

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築設備工事標準図

（３）図書

・岩手県建設工事設計要領書（建築工事編）

・岩手県建設工事設計要領書（電気設備工事編）

・岩手県建設工事設計要領書（機械設備工事編）

・いわて公共建築環境配慮指針

・まちづくりユニバーサルデザインガイドライン（岩手県）

・地震・津波対策アクションプログラム（岩手県）

９ 提出書類（成果物、提出部数等）

（１）業務着手届及び経歴書（様式第１号、第２号）契約後２週間以内

（２）業務工程表（様式第３号）契約後２週間以内

（３）業務完了報告書（様式第４号）業務完了時
（４）基本設計
１）成果物
①　建築（意匠）
・仕様概要表　・仕上表　・面積表及び求積図　・敷地案内図
・配置図　・平面図（各階）　・立面図（各面）　・断面図
・矩形図（主要部詳細）　・基本設計説明書　・工事費概算書
・仮設計画概要書
②　建築（構造）
・仕様概要書　・構造計画概要書　・工事費概算書
③　電気設備
・電気設備計画概要書　・仕様概要書　・工事費概算書　・配置図　・各階平面図
・各設備系統図
④　機械設備
・空気調和設備設備計画概要書　・給排水衛生設備計画概要書
・仕様概要書　・工事費概算書
・配置図　・各階平面図　・各設備系統図
⑤　その他
・設計説明書　・建設副産物対策検討書　・コスト縮減対策検討書
・概略工事工程表　・透視図（鳥瞰図１面、外観図２面）
・計画検討用の模型及びスケッチ
⑥　資料
・概算工事費計算書　・負荷計算書　・ランニングコスト計算書
・コスト縮減検討書　・環境対策検討書　・ユニバーサルデザイン検討書
・各種技術資料　・打合せ記録簿　・ＣＡＤデータ
２）提出部数等
図面及び説明資料は、Ａ３判二ツ折り製本とし、２部提出する。
（５）実施設計
１）成果物
①　建築（意匠）
・表紙　・図面目録　・特記仕様書　・工事区分表
・敷地求積図　・面積表及び求積図　・敷地案内図　・配置図　・仕上表
・平面図（各階）・立面図（各面）　・断面図　・矩計図（主要部詳細）
・展開図　・天井伏図（各階）　・平面詳細図　・断面詳細図
・部分詳細図　・建具表　・外構図　・昇降機設備計画図
・昇降機設備設計計算書　・総合仮設計画図
②　建築（構造）
・特記仕様書　・構造基準図　・伏図（各階）　・軸組図
・部材断面表　・各部断面図　・標準詳細図　・各部詳細図

・構造計算書　　　・その他必要に応じて

③　電気設備

・特記仕様書　・敷地案内図　・配置図
・電灯、コンセント設備図　・動力設備図　・電熱設備図
・雷保護設備図　・受変電設備図　・静止形電源設備図
・発電設備図　・構内情報通信網設備図　・構内交換設備図
・情報表示設備図　・音響設備図　・拡声設備図
・誘導支援設備図　・呼出し施設図　・テレビ共同受信設備図
・監視カメラ設備図　・防犯、入退室管理設備図　・テレビ電波障害防除設備図
・自動火災報知設備図　・中央監視制御設備図　・構内配電線路図
・構内通信線路図　・電気設備設計計算書　・その他必要に応じて

④　機械設備

ア　空気調和設備設計図

・特記仕様書　・敷地案内図　・配置図　・機器表
・空気調和設備図　・換気設備図　・排煙設備図　・自動制御設備図　・屋外設備図
・その他必要に応じて

イ　給排水衛生設備設計図

・特記仕様書　・敷地案内図　・配置図　・機器表　・衛生器具設備図
・給水設備図　・排水設備図　・給湯設備図　・消火設備図　・厨房設備図
・ガス設備図　・し尿浄化槽設備図　・屋外設備図　・その他必要に応じて

ウ　その他

・空気調和設備設計計算書　・給排水衛生設備設計計算書

⑤　積算

・工事費内訳書（単入）　・工事費内訳書（単抜）　・設計書
・積算数量算出書（数量計算書及び数量計算補助図）
・見積検討資料（採用単価一覧表、見積比較表）

⑥　その他

・計画通知図書　・指導要綱に基づく届出書　・設計説明書　・概略工事工程表
・模型
・透視図（鳥瞰図１面、外観図２面、内観図２面、額入りとする。データ共）

⑦　資料

・構造計算書　・雨水排水流量計算書　・換気風量計算書
・負荷計算書　・建築副産物対策検討書
・省エネルギー関係計算書　・ユニバーサルデザイン説明書　・各種技術資料
・コスト縮減対策検討書　・大槌町公共建築物環境配慮項目表
・打ち合わせ記録簿　・CADデータ　・PDFデータ

２）提出部数等

①　図面

・図面は、Ａ１判の白焼図及び製本版を１部提出する。

・原図の納品検査終了後、Ａ３判縮小白焼図を４部作成し提出する。
・図面は、ファイルに入れて提出する（工事名称等を背表紙に記入すること）。
② その他
・以下に指示がない限り、各１部提出する。
・設計書は、監督職員の指定する様式により印刷した金額入り設計書及び金額抜き設計書を各１部提出する。
・設計計算書、積算調書及び採用単価調書はＡ４判左とじとし、各１部提出する。
なお、積算調書については、原稿と共に複製を１部提出する。
３）留意事項
① 設計書は営繕積算システムRIBCにより作成する。なお、システムの利用に際しては、財団法人建築コスト管理システム研究所（東京都港区西新橋3-25-33NP 成門ビル電話番号03-3434-3290）との間で内訳書数量入力システムの利用契約を結ぶこと。
内訳書ファイルの作成に必要な名称データ等については、監督職員が供与する。
② 構造計算又は積算にコンピュータを用いる場合は、事前に監督職員の承諾を得る。
③ 積算は、監督職員の承諾を得た実施設計図をもって行う。
根伐図及び配管立体図等の数量計算補助図を適宜作成する。
④ 単価は、建築工事積算単価表及び設計資材・労務費単価表等に基づいて算出し、又は刊行物掲載価格、見積価格等を参考にして、適正な価格を採用する。
採用する単価について一覧表を作成し、監督職員の承諾を得る。
公共単価等がない場合の見積り先は３者以上とし、監督職員の承諾を受ける。また、比較表を作成し、見積額の整理をする。
⑤ 設計図書には、特定の製品名又は製造所名等を記載してはならない。ただし、これにより難い場合はあらかじめ監督職員の承諾を受けるものとする。
（６）電子納品
１）電子納品対象成果物
① 対象成果物
・業務工程表 ・業務代理人通知書等 ・設計図 ・設計書
・採用単価表 ・調査写真
② 適用基準類
・文書：ワープロソフト（MS ワード等）
・図面：DXF形式
・設計書：RIBC
２）提出物等
・全ての成果品を記録したCD-R １枚及び設計図のみを記録したCD-R １枚
（ともにCD-Rラベルに工事名称等を焼き付けたもの）
・電子媒体納品書（様式５）
３）その他
① 提出されたCADデータは当該施設に係る工事の請負契約者に貸与し、当該工事にお

ける施工図及び当該施設の完成図の作成等に使用する。

10　建設副産物対策

受託者は、設計にあたって建設副産物対策（発生の抑制、再利用の推進、適正処理の徹底）について検討を行い設計に反映させ、施工において実行するものとする。

11　その他特記事項

受託者は、成果品又は成果品を利用して完成した建築物の内容を公表する場合には、あらかじめ、大槌町の承諾を得なければならない。

12　成果品の帰属

本委託の成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、大槌町に帰属する。

13　打合せ協議

受託者は円滑な業務遂行のため常に大槌町と緊密な連絡をとること。

14　ワークショップの開催

大槌町の住民を対象として①基本設計前、②基本設計後の少なくとも２回以上のワークショップを開催すること。

15　資料の提供

大槌町は必要と認められる資料を受託者に貸与する。受託者は、委託契約の終了後すみやかに貸与された資料を大槌町に返却するものとする。

16　成果品の提出

受託者は業務を完了したときは、成果品を業務完了報告書とともに提出し、監督職員立会のもと検査を受けるものとする。

17　支払方法

前金払　有

18　個人情報保護について

受託者はこの契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては､別記｢個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

19　その他

本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、受託者と大槌町において協議し、受託者の責により、これを行う。

御社地エリア復興拠点施設　事業位置図
事業対象地
新町仮設グラウンド
蓮乗寺
江岸寺
城山体育館
中央公民館
大念寺
大槌町役場
小鎚神社
交通広場
大槌駅
安渡橋
大槌川>>>
小鎚川>>>
古廟橋
8号公園 2,500m²
0 50 100 200 300m

敷地条件図〔建設予定施設と建設予定地〕
町道 W=8m
33m
45m
金融機関
（予定）
（仮称）御社地
エリア復興拠点
施設　1,485 ㎡
御社地公園
（都市計画公園）
2,500 ㎡
駐車場
約 2,200 ㎡
商業業務施設
及び駐車場
（予定）
県道 W=16m
（車道 9m, 歩道 3.5m：標準部）
県道大槌小鎚線
大槌町役場
（休止中）
（仮称）御社地エリア復興拠点施設
建設事業対象地
0 10 20 30 40 50 m

周辺施設との関係について
拠点施設と周辺施設とを
一体的に設計〔利用面・景観面〕
（仮称）御社地エリア
復興拠点施設
金融機関
（予定）
公園との
連携
御社地公園
公園と商業業務施設との
連携
商業業務施設との
連携
駐車場
商業業務施設
（予定）
駐車場
県道大槌小鎚線
大槌町役場
（休止中）
○施設から御社地公園の眺めを楽しめるようにする。
○御社地公園は自噴井を活かすため
盛土をせず現況の地盤とする。
盛土上に建設する施設との落差は 2.7ｍある。
○現在は盛土地盤を圧密沈下させるために
約 2m の余盛りをしている状態。
展望
テラス
学習
コーナー
御社地が見える
御社地公園
エントランスホール
GL +2m
GL +0m
GL -2.7m
余盛り　約 2m

個人情報特記事項

（基本的事項）
第１　受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（収集の制限）
第２　受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の制限）
第３　受託者は、大槌町の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は大槌町の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）
第４　受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（廃棄）
第５　受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（秘密の保持）
第６　受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約を終了し、又は解除された後においても同様とする。

（複写又は複製の禁止）
第７　受託者は、この契約による事務を処理するために大槌町から引き渡された個人情報が記録された資料等を大槌町の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（事務従事者への周知）
第８　受託者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）
第９　受託者は、大槌町承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い第

三者にその取り扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）
第10　受託者は、この契約による事務を処理するために大槌町から提供を受け、又は受託者自らが収集し若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに大槌町に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、大槌町が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（立入調査）
第11　大槌町は、受託者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故発生時における報告義務）
第12　受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに大槌町に報告し、大槌町の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）
第13　大槌町は、受託者がこの契約に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。

様式第１号

業　務　着　手　届

１　委託業務の名称

２　施　行　箇　所

３　業務委託料　　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　契約年月日　　　　　　　年　　月　　日

５　履　行　期　間　　着手　　　年　　月　　日
　　　　　　　　　　　完了　　　年　　月　　日

６　業務代理人等の氏名

区　　　分	職　　　名	氏　　　名	経　歴　等
業務代理人			別紙（様式第２号）のとおり
主任技術者			〃
管理技術者			〃
照査技術者			〃

上記のとおり業務を着手したので、提出します。

年　　月　　日

大槌町長　様

住　　　所
受注者　商号又は名称
氏　　　名（法人にあっては代表者の氏名）㊞

様式第２号

経　　　歴　　　書

１　氏名及び生年月日

２　現　　住　　所

３　最　終　学　歴

年　　月　　日　　　　　　卒業

４　取　得　資　格　等

年　　月　　日　　　　　　取得

（以下列記）

５　職　　　　　歴

年　　月　　日

（以下列記）

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

氏　　　名　　　　　　㊞

様式第３号

業　務　工　程　表

１　委託業務の名称

２　施　行　箇　所

３　履　行　期　間　　　着手　　　　　年　　月　　日
　　　　　　　　　　　　完了　　　　　年　　月　　日

工　　種	設計数量	月			月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30

適宜変更して作成してください。

上記のとおり実施したいので、業務工程表を提出します。

年　　月　　日

大槌町長　様

住　　　　所
受注者　商号又は名称
氏　　　　名（法人にあっては代表者の氏名）㊞

様式第４号

業 務 完 了 報 告 書

1　委託業務の名称

2　施　行　箇　所

3　業 務 委 託 料　　　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　契 約 年 月 日　　　　　　　　　　年　　月　　日

5　履　行　期　間　　　着手　　　　　年　　月　　日
　　　　　　　　　　　　完了　　　　　年　　月　　日

6　完 了 年 月 日　　　　　　　　　　年　　月　　日

上記のとおり完了したので、届け出ます。

年　　月　　日

大槌町長　様

住　　　　所

受注者　商号又は名称

氏　　　　名（法人にあっては代表者の氏名）㊞

様式第５号

年　　月　　日

電　子　媒　体　納　品　書

受託者　　（住所）
（氏名）
管理技術者（氏名）　　　　　　　　　印

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

業務名				PUBDIS 登録番号		--------
電子媒体の種類		規格	単位	数量	作成年月日	備考

電　子　媒　体　受　領　書

上記の電子媒体を受領しました。

監督員（氏名）　　　　　　　　　印